

——川口法思想をめぐって——

「競争する個人」と「連帶する個人」

中 村 浩 爾

はじめに

先生の還暦を記念して出版された『憲法最前線——権力の仕掛けと仕掛け返し——』（法律文化社、一九八九年）において、私は「民主的人格形成におけるスポーツの役割」という論文を書いた。第二章「長いものより一寸長く」の第四節である。「長いものより一寸長く」というのは、末川先生の「長いものにはまかれるな」という戒めを発展させたものであるが、それは、端的に「団結する個人になれ」と言い換えることができる。

そこでは、私は民主的人格形成にとってのスポーツの有効性・重要性を現実・理論・政策の三つの次元において検討したが、戦後の「もう一つの現実」（すなわち、プラスの現実）を次のように描いた。「戦後の体育・スポーツの負の側面の存在にもかかわらず、遊びやスポーツを通じての民主的行動様式の修得という、もう一つの現実があります。これは、原っぱや空き地、路地などでの遊びが可能であった時代、あるいは、学校で休み時間や放課後・休日に仲間同士の遊びが十分可能であった時代までのこともわかりませんが、遊びやスポーツは戦後世代の社交能力や集

説論 団形成能力や、ルールや正義感覚の発達に大きな役割を果たしてきました。そうであればこそ、遊びのなくなった現実が遊びの欠如態として意識され、しばしば問題にされているのです。」

そして、競争については次のように書いている。

「問題は、競争原理に内在しているはずのフェアプレーの精神がわが国ではあまり言われないことと、学校やスポーツにおける競争と実人生における競争とが同一視されている点にあります。……最近話題になつた小学校における徒競走やリレーの廃止をめぐる議論にも同様の問題があります。競争をすべて否定する立場も競争をすべて肯定する立場もいずれも一面的といわざるを得ません。」

これは、川口研究会でも種々意見が出され、私自身も説明の不十分さを感じてきた部分であり、いつか補いたいと思つてきただ箇所である。また、この段階では川口先生が「まえがき」に言う執筆者の自由に甘えて、先生との考え方の違いについてはそれほど細かく比較検討していない。⁽¹⁾第三章「手のとどくところから統一を」の川口先生の書かれた次の一節が関連する箇所であるが、いま読み直してみると、改めてその重要性に思い至る。

「いまあらためて戦後の出発点で強調された『自立した個人』を思いおこし、それが組織と個人の正しいあり方の未成熟を克服しきれないままに『競争する個人』の時代を迎えたことを念頭におきつつ、それを『連帶する個人』へと高めていく道をさぐらなければなりません。

『競争する個人』というとき、それが個人主義のひとつの形態である以上、組織というものに対しても、個人の自由にしばりをかけるもの、少なくともその可能性をもつものとして警戒心をいだくのは自然の成り行きです。したがって、ただ統一や団結や連帯を呼び掛けるだけでは、簡単に納得してくれないのは当たり前です。……大事なことは、

「競争する個人」と「連帶する個人」

個人の自由を保障する組織のあり方を追求し、それを実現していくことだと思います。しかしいまのところ、個人の自由が一〇〇%保障される組織というのは、少なくとも私の頭の中には思い浮かびません。組織にはどうしても組織としての規律、そのためときによつては参加している個人へのしばりが必要となつてくる、というのが私の経験でもあるからです。にもかかわらず、それを解きがたい矛盾としてしまわない唯一可能な道は、個人の意見表明の自由、それを最大限尊重する以外にはないと、思います。……」⁽²⁾（傍点筆者。）

執筆当時はあまり重視していなかつたのであるが、ここには「競争する個人」への明らかな言及があり、また他の箇所には「競争」に関する先生の認識・考えが見られるのである。川口先生の思想研究に取りかかろうとするこの機会に、それを通して私自身の問題も追求してみようと思う。

- (1) 私は一応、先生は「自立した個人」のなかに「團結（連帶）する個人」も含まれていると考えているであろうし、また「川口氏の場合、友愛・團結・連帶の三つの理念は一応時代精神に対応しているとはいうものの、それは発展というよりも、同一物の名称が変わつただけであり、一貫して存在しているのは、要するに『自立した個人』と『團結（連帶）する個人』の統一という課題であるように思える」と述べ、それに対して私自身の立場を次のように対置した。「歴史性を重視して、友愛には『自立した個人』、團結には『團結する個人』を対応させ、連帶には『自立した個人』と『團結する個人』とが統一されたものを対応させたいのである。」（「フラタニティに関する一考察」大阪経済法科大学法学研究会紀要第十一号、一九九〇年七月）
- (2) 『憲法最前線』一九三七—一九四〇。『革新運動氣配りのすすめ』参照。

一 友愛・團結・連帶の思想的基盤

(1) 団結する個人＝連帶する個人？

上のような捉えかたをする場合、まず、考察すべきは、先生がよく言われた「友愛・團結・連帶」との関係である。先生も、友愛（フランス革命）—團結（ロシア革命）—連帶（ボーランド）と歴史的段階を区別しているが、重点はむしろその理念の歴史貫通性にあると思われる。⁽¹⁾ その意味では、「友愛的個人」と「團結する個人」と「連帶する個人」は同質であり、それに対立するのは「自立した個人」である。そうすると、一番問題となるのは友愛である。つまり先生の図式では、「自立した個人」と「友愛的個人、團結・連帶する個人」とが対立することになるのだが、その対立がどこから始まるかである。つまり、友愛の段階からなのか、それとも團結の段階からなのかである。友愛の段階からだとすれば、「自立した個人」（ブルジョア）と「團結した個人」（労働者）との対立がフランス革命期から一貫して存在したということになるし、團結の段階（すくなくとも友愛の途中）からだとすれば、その対立ははじめから存在したのではなく、一体であつたものが分裂したということになる。これを、フランス革命のスローガンの一つであるフランシティの訳語の問題として捉えてみると、兄弟愛・友愛から博愛へと単線的に変化したのか、それとも当初から兄弟愛・友愛と博愛が複線的に存在していたのかという問題である。⁽²⁾

そして、これは樋口氏の結社否認型個人主義（市民革命期）—結社許容型個人主義（一九世紀近代法）—団体への積極的評価を含む二〇世紀現代法という図式と関連する。⁽³⁾ つまり、これでいくと、友愛から博愛という順番ではなく、逆に博愛から出発し後に友愛が求められることになる。（これを正確に理解するには、キリスト教の問題を考える必

要があるが……。)

(2) 理性への信頼

先生は友愛について次のように思想史的観点から述べる。

「友愛についてこのように理解するとすれば、友愛に結ばれた人々の間では、それぞれの政治判断能力についての信頼感が欠かせないこととなる。……この点に関しては、当時の革命に思想的影響を与え、指導した人々が、人間の理性に対する信頼を基礎に、その論旨を開拓していくことが想起されるべきである。⁽⁴⁾」先生はロックやルソーに依拠して、自立をまず「家族という社会」における両親からの自立ととらえる。「ロックにおいても、ルソーにあっても、最初の社会は家族である。そして、この家族という社会において、子供が両親から自立していくのは、その子供が理性的に判断する力をもつときである。⁽⁵⁾」

このように、先生は個人の理性がそれ自体として完成しているとは見ず、それは思想の自由の下の自由な討論によって深化していくものと見ていている。

「私は、人間が理性的な政治判断能力をもつという信頼感にたつことが、主権在民を成立せしめるための基礎条件であると思う。しかしその場合の人間理性を、個人個人に完成されたものとしてそなわっているとみると、楽観的にすぎるし現実にあわない。理性的判断は、思想の自由が尊重され、人々の自由な討論がかわされていくことによって、次第に形成され深まっていくものである。」⁽⁶⁾

常識的な見解ではあるが、出発点での個人の理性および途中における個人の理性へのフィードバックについて、樂

説
観性を感じる。つまり、例の啓蒙期自然法論における循環論法の問題である。また、家族と社会の同一視にも検討すべき問題がある。⁽⁷⁾ 」のような理性への信頼は一種宗教的な色彩を帯びてくるのであって、たとえばA・D・リンゼイの「理性的信仰」(reasoned faith)⁽⁸⁾を想起せずにいられないが、この論点は次節に関連している。

(3) 「お先にじゅうぞ」の思想——カサブランカとわが青春に悔いなし——

川口先生が「カサブランカ」(イングリッド・バーグマン主演)の大ファンであったことは知る人ぞ知るであるが、「わが青春に悔いなし」をどのように見ていたかは私には今のところよくわからない。どちらも学生にゼミの時間に見せていたことは確かであるが……。

実は、この二つを並べたのには訳がある。それは小此木氏が昭和二一年に「カサブランカ」と「わが青春に悔いなし」を見て、前者には感動したが、後者には反感に近いものを感じたという(最近、後者を見た時には、その評価は変わっていたということだが……)次のような一文に接したことである。

「小学校時代は日中戦争、中学校時代は太平洋戦争という軍国主義時代の教育を受けて軍国少年だった私にとって、敗戦後わずか一年くらい、戦災の復興もろくに手が付けられていない状況で、反戦運動家を急に英雄視する気持ちへの切り替えはどうしてもつかなかつたのである。そして奇妙にも、私の心は原節子を避けてイングリッド・バーグマンに移り、同じ反戦運動家であるにもかかわらず藤田進にはピンとこないままハンフリー・ボガードの格好のよさが私の自我理想を形成した。

この私と同じような内面の矛盾を抱えたまま戦後の民主主義時代に青年期を迎える、米国的な合理主義と個人主義へ

「競争する個人」と「連帶する個人」

の同一化を目標にした世代が今日の日本をなっている。……おそらく私と同世代の昭和一ヶタ人間、つまり現在の日本社会の中心となっている人々の中には、ああいう日本的な左翼は嫌いだが、西欧的レジスタンスは好きという気持ちで、自己のアイデンティティを形成した人々が多いと思う。

まさにこの根源的な矛盾、意識と存在の乖離こそが、戦後日本社会の諸事象を理解し語るための原点ではないか。一方で、平和を謳い、かつての敵国である米国的民主主義を本気で信奉しながら、他方で、靖国神社参拝に、戦争中の戦友意識への、ハッタリジーを美化する大臣たちもまた、私と同じような内的な矛盾を抱えているのではないか。

そして、現代日本の家庭と家族について考えるときにも、この視点なしには本当のことはわからない。戦後の輸入版である米国的な核家族に観念的にあこがれながら、他方で日本的な家族関係をいまなお抱えているのも、同じような自己矛盾からである。⁽¹⁰⁾（傍点筆者。）

私はこの一文を読み、直ちに川口先生を想起せずにいた。カサブランカをこよなく愛した川口先生の場合どうであろうか？やはり「わが青春に悔いなし」の方にはドロくささを感じ、それとの対比で「カサブランカ」をより一層好んでいたのであろうか？

川口先生の「カサブランカ」評価の要点の一つは、日本ではいつのまにか消えてしまった「お先にどうぞ（After you）」の思想（それは世俗の倫理を超えた宗教的境地に近付いているかもしれないが……）にあると思われる⁽¹¹⁾。そして、それは恐らく小此木氏が川口先生のような存在と共に見落とした部分である。そのことの意味は決して小さくない。しかし、両者にはある意味では共通の見方もあるようと思われる。まず、作品としての優劣、すなわち思想性や表現

力によるところも多いと思うが、川口先生もカサブランカの方を高く評価していたと思う。また小此木氏の傍点部の見方は⁽¹²⁾川口先生と共通しているように思われる。そして、この見方は先生の「思い込み」論につながっている。両者のイデオロギー性を抜きにして言うなら、先生が前述の思想史的にロック、ルソーに依拠して、親からの自立を説いている点は、これはまさに小此木氏が「戦後、われわれ日本人が、これはよいことだとだれもが考えて行動してきた価値観の一つに親離れと個の自立がある。……」（一〇六～一〇八頁）と評して、その矛盾を指摘している点である。川口先生においては、この矛盾は行動・実践の面では解決されていたかもしれないが、理論の面で十分解明されたかどうかは不明である。

しかし、先生の「思い込み」論は、一面では小此木氏の見方に通じると同時に、それをはるかに凌駕するものを持っている。先生は、軍国主義者にしても労働組合の体制派組合員にしても、その人間が本質的にそうだとか、変わらないと見るべきではなく、それは「思い込み」でそうなっている、従って、変えるのは難しいが、逆に変わるという希望もあると言う。これは、先生が意識していたかどうかわからないが、もし宗教的背景なしに到達した境地であるとすれば、人間の自由についての驚くべき深い洞察であり、そのこと 자체が理性の可能性を余すところなく示していると思う。⁽¹⁴⁾

(1) 友愛がフランス革命、團結が共産党宣言に対応するということは先生も折に触れて言われたし、理解しやすかつたが、連帯が何に対応するかは、——口頭では何度も聞いたことがあるし、書かれたものでは、特別インタビュー「長いものより一寸長く——革新統一の連結器として——」（京都民衆文学二〇号、一九八三年三月）の中でボーランドの連帯に対応すると言つてゐる箇所があるが——実はそれほど明確ではない。仮に、それが真意であったとしても、その「連帶」は現実のボーランドの

連帶そのものではなく、もつと理念的なものであり、まさに現代人の課題としての連帶、あるいは團結の現代的な形態としての連帶であろう。

〔2〕
拙稿「フランティニに関する一考察」(大阪経済法科大学法学研究所紀要第十一号、一九九〇年)参照。

(3) 「西欧近代法が一九世紀後半に日本に導入されたとき以来、この国では、一九世紀型近代法が、無意識的に自明のもののようにあつかわれてきた。一九世紀型近代法は、すでに確立したはずの、自律的個人の存在を前提として、結社を容認する。しかしこれらのものが結社の自由＝法人の人権ではなくて、結社の禁止＝法人からの人権だったことに、いやとうなしに直面するはずであつた。……

日本では、結社許容型の一九世紀近代法（結社許容型の個人主義）にすぐつづいて、団体への積極的評価を含む二〇世紀現代法の考え方が導入された。そのことによつてなお一層、市民革命期の結社否認型個人主義のもつていたはずの意味が、はるか後景におしやられていったのである。」（樋口『自由と國家』一八一～一八二頁。傍点筆者。）

(4) (5) (6) 『憲法の考え方』九頁以下。

戦前の天皇制における家族関係と社会関係との意図的な混同、戦後の民主化におけるその裏返しとしての家族の共同関係と市民社会の共同との同一視の問題性は次のように指摘されている。

「個人の自立が近代市民社会の論理としてのみ理解されると、抽象的一般的に社会や共同体と対置され、新しい共同のあり方の追求がダイナミックにとらえられなくなる危険が存在した。たとえば、人間にとってもつとも根源的な家族の共同関係を市民社会の共同と事実上同一視するような傾向がなかったとはいえない。それは、戦前の天皇制家族イデオロギーのちょうど裏返しといってよいものであって、近代的人間関係を考える上で重要な視点を示している。

のか、それとも、さまざまな意味での共同関係を根底に据えるのかという問題がある。」（佐藤「人間の見えない文化」）注意しなければならないのは、共同といっても、アトム的な個人が共同する場合と、はじめから共同関係のなかにある個人が共同する場合とが考えられるということである。

なお、この問題は、ヨーロッパと日本とでは家族や中間団体と個人との関係に決定的な違いがあるという意味で、後に触れ

る「カサブランカ」と「わが青春に悔いなし」の見方の違いにもつながる。(三)の注(9)の極東の項参照。)

(8) A.D. Lindsay, *The Essence of Democracy*.

(9) カサブランカ(『大学教育への直言』一九六頁)、わが青春に悔いなし(同一八九頁)。川口先生は「カサブランカ」についてはつぎのようだ。「君が代」との対比において要約・紹介している。「いくつかの感動的な場面のうちでも、酒場で我がもの顔にふるまうドイツの軍人の合唱に対し、レジスタンスの指導者ラズロの指揮のもとにわきあがるラ・マルセイエーズの⋮⋮」(『学校の中の憲法』)

(10) 小此木啓吾『家庭のない家族の時代』(ちくま文庫、一〇四~一〇五頁)。しかし、米国にあこがれるというより、現実がすでにある、自分自身がすでにそうであるという逆の視点にも注意。つまり観念的には日本のな家族関係を守りたいと思ひながらも、現実は米国的な核家族に近付いてしまった個人や家族にも目を向ける必要がある。

(11) 『革新運動気配りのすすめ』参照。

(12) 同様の問題は結婚披露宴における職場本位の価値観の押付け・家制度の名残(小此木、一四八~一四九頁)にもあり、川口先生もしばしば問題にしていただけに興味深い。もっとも、川口先生の場合は、天皇制につながるものとして、イデオロギー的批判を明確にしている点で明らかに異なるが……。

(13) 「特別インタビュー・川口是氏に聞く」(『京都民主文学』二〇号、一九八三年三月号所収)

「円山で政談演説会があつたとき、ぼくはこういう言い方をしたんです。林田さんがゴリゴリの軍国主義者だと私は思わない。あの人は安保が好きで、自衛隊が好きで、たまらん人だとは思わない。だけど、あの人が例えば減反政策をすすめて、れば、海上輸送路は軍事力で守らなければならぬとそこにいつてしまふんだ、そこにいかざるを得ないことをやつてるんだ、だからそういうことをやつてると自衛隊に副知事を派遣して激励することもやらなければ辻褄が合わなくなってくる。

ぼくはそう言いながら思うんです。ケンカする時は、あいつは仕様のない反動で軍國主義者でこんな悪いことしてやがる、といった方がアシとして受けれるだろうと。だけど、そういう認識の仕方では本当の力にはならないだろうと思うんですね。」

(六一~六二頁、傍点筆者)

「人間で、自分自身を生かしたいという願望をもっていますよね。それをつぶしにかかるものに対して、許せないと頑張っている人もいます。差別していく人間は、何故そういうことをしてくるのだろう、日産で暴力をふるうことによつて、組合ル

ートで職場委員になり、職制になつて出世する、ということが出てましたね。それも確かにあるだらう、とぼくは思います。だけど、それだけではない、ぼくはそれほど人間を不信感をもつてみないんです。己れの利得だけで動き得るほど人間は単純じやない、と思います。損をしてもやることもあるし、やらなければ損だとわかつていて、やらない場合もある、わけでしょ。それよりぼくは、『思い込んでる』というところがあると思うんですね。日産に異端分子がいたら会社のためじゃなくて、働く者のためにならんと思い込んでる人がいると思うんですね。そうじゃないと、暴力までふるえないと、やないでしょ。全部がそうだとは言いませんよ。

何故彼らはそういうことをするんやろと見極めたときには、はじめて勇氣や力がほんものになるんじやないか。——オレがここでやめていったら、矛盾の解決もつかん今まで終る。頑張つていてることで、いつかそういうことの話し合いが彼らとの間で出来る時もあるやろ——そんなものが出てこないと頑張り通すことは出来ないと思います。」(六二頁、傍点筆者)

「われわれは、悪があれば、惡についての客観的な基盤というものの分析はやるわけでしょう。そして、決められた善惡のかテゴリーでわり切つて整理する。だけど人間の感情や心理というものは、それだけではすまないところがある。本人は至極マジメにやつていて、そういう惡があるよう思ひます。それを描くのはたぶん、社会科学の分野じゃなくて文学の領域なのでしょうがね。損得だけじゃないんです。本人はマジメに思ひ込んでる……。林田さんに投票した人にもあると思うんですね。あの人の活力こそが京都府民を幸せにするんだと思ひ込んでる。それをひっくり返そうと思ったら、大変な努力と辛抱ですよ。通りいつべんのアシではひっくりかえせない。日常生活からものの考え方、子供の育て方から付き合いから、何から何まで含めての話し合いが通じあつた時しか変わらない。」(六二一六三頁)

(14) 「選択の自由をもつてゐるかぎり、かりに一生の間悪事ばかり行つたとしても、最後の瞬間に最高の、よい選択をするかもしれない。この私には、はかり知ることのできない領域で。」(シモース・ヴェーニ)、犬養道子「個人と国と国際と」所収。

二 「自立した個人」と「団結する個人」

「長いものにまかれるな」という末川先生の教えに共鳴しつつも、その限界を感じ、「長いものより一寸長く」と

いうスローガンに発展させたのは、「團結する個人」の立場から「自立した個人」を見るという川口先生の基本的立場の現われである。この意味では、近代主義とマルクス主義の対立において、先生が後者の立場に立っていることは言うまでもない。

しかし、目的や理念の提示だけでは満足せず、それを実現するための方法、あるいは手続きを重視するという姿勢は——これは種々の論点にあらわれているが——マルクス主義のなかでのある種の分岐を予想させる。つまり、目的さえ正しければ、手続きは少しぐらい無視してもかまわないという立場とも、目的や理念の提示のみで事足れりという立場とも区別されるのである。民主主義科学者協会法律部会機関誌掲載の追悼文の中の、先生の学会との関係に関する播磨氏の問題提起はそれと関連していると思われる。

「先生の目標は、あくまで日本（と世界）における主権・人権・平和の実現であり、その力をどのように築いて行くかという社会変革者の立場であった。その目標の達成のため、憲法を研究する者として自己の資質を最も有効に發揮されようとしたが、先生にとっては学者戦線や狹義の理論戦線は主戦場ではなかったように思える。……先生は学生時代から、進歩的な法学研究者の組織である民科（民主主義科学者協会・法律部会）の会員であった。しかしその民科では、初期を除きあまり活躍されることはなかった（時間の許す限り学会には参加されたが）。民科も先生も目指すところは同じであつたろうが、運動とのかかわり方や研究の対象の設定場所、どこを主戦場とするかで違つていったようである。」（播磨信義「川口先生を偲んで」、『法の科学』第一〇号、一九九二年。）

この点については、実践に近いところで活躍する先生のプラス評価になると同時に、先生が思想的にロック、ルソーに依拠して、親からの自立を説いていた点に関して前述したように（また「学校のなかの憲法」で自らの実践例を

示しているように）、行動・実践の面では解決されていたかもしれないが、理論面での解説が十分であったかというマイナス評価にもなりうる。個人主義 \leftrightarrow 集団主義というふうに単純化した場合、先生は「自立した個人」を前提としながらも、結局は後者の立場に立つと思われるが、現代的観点からの考察が必要である。（四参照。）

三 「自立した個人」と「競争する個人」

先生は「自立した個人」が組織と個人の正しいあり方の未成熟を克服しきれいままに『競争する個人』の時代を迎えた」と言うが、それはどういう意味であろうか？

善が悪に変化したということなのか、もともと存在した惡が顯在化したということなのか？ そもそも先生は競争に関してどう考えているのであろうか？

換言すれば、「自立した個人」と「競争する個人」は同質なのか、それとも異質なのかという問題である。ここだけを読めば、「自立した個人」 \leftrightarrow 「団結する個人」という図式の現代版が「競争する個人」 \leftrightarrow 「連帶する個人」という図式であると解釈するのが最も素直な受け取り方のように思われる。しかし、「自立した個人」と「競争する個人」が連続していると簡単に片付けることはできないし、同様に「団結する個人」と「連帶する個人」の連続性も簡単に想定することはできない。

競争については種々のレベルで種々の議論があるが、整理すれば、二つの立場に収斂するように思われる。すなわち、競争を肯定する立場と否定する立場の二つである。勿論、前者は無条件的に肯定する立場と条件付きで肯定する

立場を含んでいる。

それ故、次に取り上げるのは、次元の整理をしないままの、しかも「ぐく一部にすぎないが、不十分であるとはいえ、全く恣意的である」という批判を多少は免れているであろう。

論

(1) 競争概念の多義性とその整理

① 最近、法哲学者グループ（自称インク・クラブ）によって『共生への冒險』という意欲的な書物が刊行されたが、その序章において、「人間の豊かさ」をもたらすものとして、「エミュレーションとしての競争」に代えて「コンペティションとしての競争」が提案されている。⁽¹⁾ 目標の多元化つまりお互いに何を目標にして頑張るかは自由であって、ある特定の目標だけを絶対化し、そこでの競争を強いるべきではないというところに重点があるようだが、同じ競争において、一方は勝ち負けにこだわり、他方は楽しみにこだわる、あるいは競争できることそのことを喜ぶといふ競争観をどう見るのか？ 職場や学校での競争しか視野に入ってないのではないか？ スポーツやゲームでの競争あるいはそれに類する実社会や学校での競争への言及がないのは不十分ではないかという疑問がある。競争そのものを悪でないと考へているとすれば、（西尾—遠山「論争」参照）眞の競争概念あるいは競争の効用について述べるべきがある。

② 西尾氏のギリシャのアゴーンを理想としての競争の肯定

西尾幹一氏は遠山啓『競争原理を超えて』を自閉症的ユートピア思想、小児病的な現実忌避思考と呼んで次のよ

うに批判する。

「彼の言う『序列主義』、私が『格差』と呼んできたものは、一握りの支配階級の思惑によつて動かされた結果では決してない。むしろ戦後日本において社会の平等化が進んだ結果、『格差』が増大した、という逆説すらここにはあるのである。」⁽²⁾

西尾氏自身は古代ギリシャのアゴーン（近代人のような内政的に歪んだルサンチマンを伴わない競争、経済活動には適用されない競争）を理想としそれへの回帰を目指している。西尾氏の思想は総合的に検討すべきであるが、いわば理想的な競争とそうでない競争を区別しているこの部分は、現実的であり、妥当である。

③ 遠山氏による競争原理の全面的否定

遠山氏は、日本では明治以来国家主義と序列主義が支配的であったが、とくに序列主義（競争主義）は「いささかの中断もなく連錠として日本の教育を支配しつづけてきた」だけにその弊害が大きいとして、競争原理そのものを教育学的観点から否定する。

「競争心を刺激する教育法は、確かに手っ取り早く人間をふるい立たせる力をもつてゐる。しかし、その半面、目標を他人におくために自分自身を見失うという欠陥をもつてゐる。このやり方ではせいぜい二流以下的人物をつくるだけで、一流の人物をつくることはできない。なぜなら一流の人物は、他人など眼中におかず、事物そのものに目標をおく人たちだからである。」（二二〇一三頁）

競争原理が明治以来一〇〇年にわたって日本の学校教育を支配しつづけてきたひとつの教育原理⁽³⁾であり、敗戦によ

つても何の影響も受けなかつたという分析は鋭いし、競争心を刺激する教育法の欠点の指摘は、西尾氏が競争を無条件的に肯定し、弱肉強食を人間社会においても必然的とみる——ここには明らかにニーチェの強者の論理との類似を感じるが——のと比較すれば、教育論として優れていると思われる。しかし、すべての競争の排除という考え方には俄に賛成することはできない。

④ 「ともに走ることの楽しさ」（城丸）／「誰もが大切にされる競争」（西尾達雄）

私が魅力を感じるのはこの立場である。城丸氏は望ましい競争と悪しき競争（約束・ルールに基づく競争とそうでない競争）に分けた上でのことであるが、競争（＝約束・ルールに基づく競争）の必要性をむしろ強調する。

「人間はスポーツにおける競争と実人生における資本主義的競争とを同一視しがちであるが、そうではない。スポーツの競争は友情の所産である。だから、競走を急いで教えてはならないのであって、子供の指導にあたっては、ともに走ることの楽しさをしっかりと教え、その基礎の上に走ることと競争とを結合させることができが工夫されねばならない。また、スポーツの競争は約束ごとにすぎず、実人生における競争とは区別すべきだということ、たとえば、勝敗を人間の人格上のねうちにかかわることのように威張ったり、悲しんだりするのはおかしいのであって、勝ちも敗けもともに楽しむことができなければならないことが、知的な理解として確立されねばならない。また、他と競争することによって自分がベストを尽くし、また進歩を確認することができる愉悦を学ばせねばならない。こうして、ルールにもとづいて公正・公平にプレーすることが、スポーツの面白さに到達する道であり、競争という知的遊戯を人為的に設定したことの価値なのだということを分からせていかなければならないのである。⁽⁴⁾ これを見れば教育学的

観点からしても、競争一般が必ずしもマイナスでないことがわかる。それどころか「競争の主人となる体験をとおして、まさにスポーツする人間は、現代社会のさせられている競争を照射するのである。」

また西尾達雄氏は次のように「誰もが大切にされる競争」、遊びやインフォーマル・スポーツの中にある弱者への配慮（共に生きる人間的な関係）を強調するが、これはまさに私が「遊びやスポーツを通しての民主的行動様式の修得というもう一つの現実があります。これは原っぱや空き地で……」と書いた時に、いまだ十分に自覚されない形ではあつたが予想していたことである。とくに、フォーマル・スポーツ、競技スポーツ全盛の中での遊びやインフォーマル・スポーツの重要性の指摘には教えられる所が多い。

「また、子どものスポーツのあり方を考える時、伝統的な遊戯の文化構造から学ぶべき点があるようと思う。伝統的な遊戯の中には、たとえば、『陣』とか『しま』、あるいは『みそ』、『タンマ』などのきまりがあるが、これらは、伝統的な遊戯の中に年少者や未熟なものに対する配慮が含まれており、『強者と弱者、また年長者と年少者を共存させる文化構造』を持つていることを示している。……

遊びやインフォーマルなスポーツの中にある弱者への配慮は、他人の技術や身体の認識を内包するものであり、平等な条件の中での競争を作り上げる条件になつていている。このことは、スポーツのルールを考えるに当たっても重要な条件になるといえよう。競技スポーツは、このインフォーマルなスポーツの発展線上に存在するものであるということと、特にその中で、競技スポーツの中に忘れられてきたインフォーマルなスポーツや遊びの中のいわば『共に生きる』人間的な関係（弱者への配慮）を経験することによって、相互の人間的な信頼関係が生まれ、高度化の中での技術的優位さが大衆的に容認される基盤になるのではないかということである。うまいものがうまいと認められる合理

的精神は、下手なもの、未熟なものを排除するゲームの中では生まれ難く、誰もが大切にされる競争を経験する中で実感され、誰からも認められることになるのではなかろうか。子供のスポーツにあっては特にこのことが重要な思われる。」（傍点筆者。）

ところで、競争関係が労働によって育てられる資質や価値観の一つとしての「協調性」と対立するわけではない、つまり競争そのものは悪ではないと川口先生が考へていることは次の言に明らかである。「人はまた労働において、より早くより巧みにといふ意欲を働く。この場合の『より』は、自分のそれまでの水準に比較してということもあるれば、他人との関係においてといふときもあり、後者の場合は競争関係である。競争関係は、しばしば他人を押しのけて、でも自分の利益をはかるといふ側面をあらわにするため、「協調性」とは対立的にとらえらるがちであるが、すべてがそうではない。競争によつてえられた『より』（前進面）を、他人の向上・発展のために提供し、プラスに役立てるなどもあり、その関係は、労働を通してもっとも典型的にあらわれてくる。より以上のものを求めて獲得された技術や経験が、他人に教えられ伝えられ、全体のレベル・アップにつながるなどは、人間の働いている場面において珍しいことではない。それは、教え伝える側にも楽しみと喜びをもたらし、次の『より』への意欲をかりたてることになるが、このような人間関係がのばされず、競争が利己主義と結びつき、競争主義として否定面を露呈するのは、ゆがんだ人間関係や社会関係に位置付けられた場合である。」（傍点筆者。）

川口先生の場合、遊びやスポーツではなく労働における競争を問題とし、しかもその競争が協調性あるいは連帶と矛盾しないと言つてゐるのが、労働重視の先生にとつては当然とはいえ、特に注意すべき点である。

(2) 「競争する個人」

さて、次に川口先生が「個人主義の一形態であるかぎり……」という風に「競争する個人」を「自立した個人」との連続性においてとらえていると見られる点についてであるが、浜口氏およびシュー氏によれば「競争する個人」は「かたくなな個人主義」(rugged individualism)の一つの特性であり、「競争する個人」主義は本来の個人主義の変貌である。⁽⁸⁾ すなわち、「かたくなな個人主義」の特性は次の二つである。

(i) 激しい競争性 (fierce competitiveness)

個人はたえず自分自身の努力によって前進しなければならないが、ある個人の前進は、他の個人の相対的な後退（絶対的な見地からは決して失敗していないくとも）を意味する。かたくなな自己依拠は、必然的に競争と結びつく。

(ii) 進取的な創造性 (aggressive creativity)

アメリカにおける他人の仕事に対するほめ言葉は、それが創造的なものだ、ということである。かたくなな個人主義者は、他人との永遠の競争をしなくてはならないのであり、彼は競争者仲間を出し抜くような新しい方式をいつも開発することを余儀なくされる。かれは自己の地歩を保つて行くには、たえず創造的であるべきなのである。

そして浜口氏によれば、「近代化過程と融合した西洋起源の個人主義は、以上のようなかたくなな個人主義として析出されるに至る。」のであり、「それはまさしく、競争的自律性を目指す価値意識」なのである。

説

ここからヨーロッパの個人主義とアメリカの個人主義の比較が必要であるという示唆が得られる。また、前述のインク・クラブのコンペティション概念の補強となる示唆（すなわち競争と創造が矛盾しないという示唆）も得られる。ヨーロッパの個人主義（家長個人主義）なら、内に連帶を含む可能性をもつ、その過度の拘束からの自由が課題であり、アメリカの個人主義であるなら、連帶ははじめからない。むしろ連帶や共同の創造が課題である。日本の個人主義がどちらなのか、それともどちらでもない独特のものなのかの考察が必要である。⁽⁶⁾ 浜口氏は「連帶的自律性」を対置するが……。

(1) 井上達夫・名和田是彦・桂木隆夫『共生への冒険』(毎日新聞社、一九九一年)。ハーマンとしての競争＝その都度与えられた同じ目標や範型に向かって「右に倣え」、「遅れをとるな」、「追い付き追い越せ」とガバナビリ、一億総何々式に動員される競争。模倣。真似。

ハーバーティッシュンとしての競争＝与えられた目標や範型の達成を競うのではなく、目標や範型そのものを、人々が「共に」(con)探し求める(petere)」言ふ。

ハーバーティッシュンが競争的・闘争的(competitive-combative)、ディスカッショ�이協同的・発見的(cooperative-heuristic)というW・ケンダルの用語法でいえば、ハーバーティッシュンはむしろマイナス・イメージである。インク・クラブの用語法ではハーバーティッシュンはケンダルのヨーポニチュウに対応するべきと思われる。

Austin Ranney/Willmoore Kendall, Democracy and the American Party System (Harcourt, Brace and Company, New York)。

(2) 西尾幹一『日本の教育 ブレイブの教育』(新潮社、一九八一年)七二頁。「序列主義」あるいは「出生主義」については浜口純一『日本人の秩序像』(NHK市民大学)、『日本の政治』(東大出版会)参照。

(3) 渡辺治『現代日本社会の権威的構造と國家』
「日本のなるもの」の根源が人々をして不斷に競争に励ませる秩序であるとするといふ、またその変革の道は、被支配人民を

とらえている權威的＝競争秩序を批判し、その超克をめざす主体の形成をおいてないという結論には賛成だが、若干疑問がある。

渡辺氏は企業の權威的支配構造の社会への浸透のプロセスの一つとしての「子供への競争秩序の継承」において、企業における競争秩序の学校への拡大・浸透という方向性を指摘するが、受験競争と昇進競争とは少なくとも同時平行ではないか？また、渡辺氏は、戦後の企業においてこそ、競争原理が確立したかのように言うが、戦前から一貫して存在してきたという主張にどう答えるか？ もっとも、渡辺氏も戦前にも競争的構造が存在したことは十分承知してはいるが……、渡辺氏の分析に意味を認めるためには、特殊日本的な競争原理であることを強調しなければならない。なぜなら競争そのものは、戦後だけの特徴でもなければ、日本資本主義だけの特徴でもないからである。次のような観点からすれば、資本主義社会、否近代市民社会の誕生とともに競争原理は生まれているのであって、競争原理の弊害を強調するのは、今更という感じがしないわけでもないものである。

「競争社会は競争の長所を強調すると同時に、その反面に伴う問題を処理できる手段をもたなければならない。競争の長所を認めながら、単に優勝劣敗でなく、そこで万人共存の道は求められないものか。このような現実的な問題を背景に生み出されたものがフェアプレーであるといわれている。したがって、フェアプレーは近代の競争社会と歴史を同じくするもので、……」（竹之下休藏『プレイ・スポーツ・体育論』）

(4) 城丸『体育と人格形成』九九～一〇一頁。

(5) 同書一〇一頁。「させられている競争」は前述の「ミューレーン」としての競争に類似している。

(6) 西尾達雄「生涯スポーツ時代における国民スポーツの課題」『体育・スポーツ評論』四号所収。

(7) 『大学教育への直言』一一六頁。尾閨周二「遊びと生活の哲学」（大月書店、一九九二年）一七七～一七九頁参照。

(8) F. L. K. Hsu, "Rugged Individualism Reconsidered", The Colorado Quarterly, 1960. 「かたくなな個人主義」は歴史的概念であると思うが、先日（一九九二年一月一一日）京都のボバーの京都賞受賞記念ワークショップにおいて、その興味深い用例に接した。相互の関連性を確認できなかつたのが残念であるが……。竹内啓、"Rigid individualism is an enemy within as rigid collectivism is one outside the 'open society'".

(9) 「一七八九年宣言に結社の自由が出でない、といひれば、やはり重要だった。その時点での『結社』とは、個人が歴史

に登場するのを妨げる身分的秩序なのであった。そのようなものの『自由』を保護することではなく、反対に、それを禁止し解体すること、その意味で、結社からの自由こそが、人権宣言の前提をつくり出すことにほかなかつたのである。一七九一年のル・シャプリエ法が、同業組合を禁止するとともに労働者の団結を刑事罰で禁止したのは、人権宣言にもかかわらずそうしたのではなくて、人権宣言の世界像を支えるために必要なものだつたはずである。

そのようにして『個人』がいわば力ずくで取り出されてきたあとではじめて、自由な諸個人のあいだでとりむすばれる結社について、その自由を保障することが、日程にのぼつてくる。……

それに対して、新大陸では、『はじめに個人ありき』といつてよかつた。そこでは、個人を解放するためにうちこわさなければならぬ身分制がたちはだかつていなかつた。そこでは、はじめから、自立した諸個人のあいだでの自発的な結社を、想定することができた。だから、ルソー＝シャコパン型国家像とトクヴィル＝アメリカ型国家像は、『個人主義』への態度決定の点でちがいがあるのでない。反・結社的個人主義と親・結社的個人主義との対比なのであり、そこには身分制アンシャン・レジームの旧大陸と、それと対照的な新大陸というちがいが反映していたのである。新大陸だったからこそ、一七八九年モデルでなく、一六八九年型の身分制的な権力相互制限モデルを換骨奪胎的に継受して、自発的な結社を盾として権力を制限しようとする、多元的な国家像を描くことができたのである。（舡口前掲書一六三と一六五頁）

「極東ではどうか。ここでは、市民革命によって個人が解放されないままで、従つて、個人の人権と国家の主権との密接な連関がないままに、にもかかわらず集權的国家ができあがつてしまつた。一八八九年体制下の日本では、何より重要な中間団体だった『家』が、国家権力に対する身分制的自由の盾としての役目を果たすよりは、国家権力の支配を伝達する、いわば下請け機構としてはたらくこととなつた。……その点に関して、あれほど中間団体の否定を強く打ち出したフランス革命がかし、家族の存在を一八〇四年民法典で積極的に肯定していたことに注意しておきたい。およそヨーロッパの個人主義のなかで家長個人主義というべきものの意味が大きいことは、重要である。

ヨーロッパの近代個人主義が家長個人主義として出発し、家が公権力からの自由を確保する盾という役割をひきうけたのとくらべて、日本の『家』の極端な違いは、どう説明できるのだろうか。おそらく、神に対する関係ではすべての人がそれぞれ独立であるべきだという要請が、そのちがいの根もとにあるのではないだろうか。（一六八〇一六九頁、傍点筆者。）

四 「自立した個人」と「連帶する個人」

——個人主義と集団主義の対立の現代的状況——

(1) 自立した個人と團結（連帶）する個人の対立と統一の規範性と現実性

これまでのところ團結や連帶を一応前提としてきたが、團結や連帶の必然性はどこにあるのだろうか？先生は次のように戦後史の素描においても、労働とのかかわりにおいても（これについては前の注参照）その現実性を固く信じていたようである。

「單純化した言い方をすれば、『自立した個人』の主体性に力点をおく立場は、『長いものより一寸長く』なるための組織や團結を軽視し、組織や團結を強調する側はその中における個人のあり方にに対する配慮を欠き、それがまた相互の不信感を生み溝を深めることになっていきました。それが十分克服されたわけではありませんが、講和条約とそれに抱き合わされた安保条約をめぐるあらそいにおいて、反前近代・民主化の最大の獲得物であった戦後憲法の平和と民主主義の危機という共通認識が、考え方の上で統一戦線的なものを回復させることになったと思います。そして、それが、組織運動としてはつきり結実した姿を見せたのは、一九五五年の原水爆禁止世界大会（第一回）と母親大会（第一回）、そして労働組合運動における春闘の開始などでした。」（『憲法最前線』）

また、個と全体とのかかわりにおいては、一般的にはそのある種の調和を想定している場合が多いように思われる。たとえば、西谷氏は「自立＝個の確立を前提とした連帶」の必要性を次のように主張する。

「要するに、現在の労働者、とくに若年労働者は、価値規範としては個人主義的傾向を強めつつあるが、それはな

説

おきわめて脆弱な個人主義にとどまっており、行動原理において大勢順応という意味での集団主義的傾向を克服していない点に特徴をもつといふべきであろう。こうした現状認識から出発するとすれば、めざされるべきは、自立個の確立を前提とした連帯でなければなるまい。⁽¹⁾

しかし、「個の確立」を前提とした團結や連帯というスローガンは、たとえその価値を認めている場合でも、一度根本的に疑つてみることが必要である。なぜなら、前提としての「個の確立」はいまだ達成されていない課題であり、それを現在追求することは、集団主義的方向と矛盾するかもしれない、それどころかまた、そもそも「個の確立」自体が追求するに値しない——とくに労働者にとって——というやや古い見方も無視できないからである。

(2) 「個の確立」に対する疑問

樋口氏の「個人主義」へのこだわりは、フランス左翼の傾向⁽²⁾と共に「自立した個人」の現代的意義を考えるのに最適である。しかし、他方、内山氏の次のような「個の確立」への疑問は一面では古い見方と言えるかもしれないが、團結・連帯を含まない「個人主義」がいかに階級的なものであるかを、新鮮な響きで気づかせてくれる。

「ぼくは、ヨーロッパの近代社会は、近代的な個の確立をとおしてつくられたというような見方は、訂正されなければならない」と考えています。ヨーロッパでは、二種類の人間の生き方をめぐる対立のなかに近代社会はつくられたのです。ひとつは、人間を個人に分解し、その個人を国民国家の下に統合することをめざしたグループがありました。もうひとつは、直接的な協同社会を形成しながら生きていこうとする、労働者達の動きでした。この二つの動きがどちらとも完全な勝利を得られないままに、二つの階級の社会としてつくられたのが、ヨーロッパの近代社会であった

のです。……

ヨーロッパ近代とは、ここからくる一一つの階級の社会としてつくられていた。……ですから、労働者の共同性を壊すことに、どんな政府でも力を使つてきたといつてもよい。……

私は近代社会とは、本当はこういう社会だったのではないかと考えています。ところが日本では近代社会を支配した半分の論理だけが導入され、その近代社会の論理に合わないものは封建的なもの、古いものという形で解体の対象にさせられてしまったのです。ですから、もちろん、昔の共同体を回復しようということではないのですが、人間の共同性を悪いもの、封建的なものというような形で否定してしまったこれまでの近代社会観は、考え直されなければいけないと思っています。」（内山節『自然・労働・協同社会の理論』一七六～一七八頁。）

(3) 連帯への懷疑

団結や連帯が一般的には理想とされ、あるいは必要とされるとしても、我々は団結や連帯が必然であるかどうかについて、あるいは仮に必然であるとしてもその否定的側面について考えておかなければならぬ。そうでなければ、理念だおれに終つてしまふであろう。次に最近の日本人論のなから、若干の素材を取り出してみる。

小原氏は『孤独と連帯』（中公新書）において、「日本的な悪しき△状況倫理▽」は孤独と連帯についてふつうの日本人がもつてゐる解答であり、「人はすべて何らかの形で仮面をつけ、変身と道化を行ひながら生きて行」かざるをえないが、「道化も絶望も、本当は、自己を甘やかしすぎて、自分をかわいがりすぎるところに問題」（一一九頁）があるとし、孤独と連帯との関係を次のようなパラドックスとみる。

「みかけ上の連帶——(一)外的・現象的な連帶、(二)部分的・一時的な連帶、(三)喜びの連帶——はみかけ上の孤独以上に孤独なのである。」「われわれ人間は自己であろうとするかぎり、また自己でなくなろうとするかぎり、孤独を避けることができない。孤独の苦しさを避けようとして連帶を求める人は、連帶によって、孤独から解放されることを求めるのであるが、彼はじっさいには、孤独から解放されるわけではない。」(二一七頁)

この「連帶のパラドックス」は、文学が素材であり、対象が限定されすぎているが、つまり、そのなかに労働者(社員ではなく真に労働者と呼べるもの)が含まれているか、あるいは組織活動のなかでの孤独と連帶を視野に入れているかという疑問があるが、考えさせる問題を含んでいる。

山崎氏の「柔らかい個人主義」⁽⁴⁾は、組織と個人との関係において、単一の組織に埋没して单一の役割しか果たさない生き方を排し複数の役割を果たしていく柔軟な生き方を奨めている。個人主義の現代的形態として示唆的であるが、これに対する私自身も批判的に検討したことがあるし、樋口氏の次のような批判もある。『柔らかい』『健全な』個人主義なるものは、最後のところで『おのれという杖』に縋ることをはじめから考えない『自我』をますますつくりだすことだけに終るのではないだろうか。⁽⁵⁾つまり、「柔らかい個人主義者」の自己崩壊である。

なお川口先生の批判は、山崎氏の労働軽視に対するいわばオーソドックスな観点からのものである。⁽⁶⁾

西尾氏は『ヨーロッパの個人主義』(講談社現代新書)において、ヨーロッパ個人主義の真髓は「孤独+自由」であるにもかかわらず日本人はそれを知ることなく過ごしてきたとして次のように批判する。

「善かれ悪しかれ、われわれ(日本人)の精神空間には、人間同士はけつして理解しあえないものなのだという深い断絶の確認をくぐり抜けていない弱さがあるように思える。」(一五二頁)「われわれは西洋的なヒューマニズムの

発生の根源が、孤独と絶望と断念の思想に接していることを知らなければならない。孤独のないところには、人間相互の高度の理解というのも生まれないのである。したたかな自己主張のせめぎあう世界にしか、たくましい自己犠牲の宗教も生まれるはずもないであろう。」（一五三～一五五頁）

「われわれは社会的規模の『近代化』は達成したが、ついに西洋的な孤独、というものを見知らなければならぬのである。われわれの伝統には、人間世界から離れた世捨て人の、隠棲的なひとりぼっちの寂しさはあっても、人間のただなかにあって、十分に他人との交渉をもち、その役割をはたし、社会性を發揮してなお自分はひとりであることの確認のうちに生きる孤独感、いうものは存在しなかつた。世捨て人の、すね者の孤独は、結局は人恋しさの裏返しでしかないだろう。敗北者の孤独は、ひと倍に権力欲が旺盛だということでしかないだろう。」（一六〇頁、傍点筆者。）

これは、小原氏の日本人の「悪しき△状況倫理▽」や山崎氏の批判する「硬い個人主義」と共通している。連帶にとって積極的な意味での孤独が如何に必要であるかが明らかである。

ここで、我々は否応無しに個人主義における「個」の意味を問い合わせざるを得ない局面に立たされる。つまり、日本人が一人になつたとき、なぜある意味では病的な個になるのかという問題の前に立たされる。⁽⁸⁾私は、それは、上田氏が言うように日本人が高密度社会に生きてきた（つまり常に他人の目に曝されてきた）他者志向性、他者依存性）ことに最大の原因があり、いわば都市論的・空間論的見方⁽⁹⁾が必要ではないかと思うが、ここでは、小此木氏のいうような欧米の「個」の公的的性格に注意を促すだけに止めておく。「つまり、しばしば『公私』ということが言われるが、米国の場合、『個人』であることは必ずしも、わが国でいう公私の『私』ではないようみえる。むしろ『個』が、公的な権利をもつて存在しているのであって、これに反して、わが国では、『個』は『公』に対する『私』として、

説
公的に認められていないのではなかろうか。」（傍点筆者。⁽¹⁰⁾）

カントの道徳律が「このような個人主義的道徳觀は同時にまた内心の道徳律があまねく各人にも抱かれ、したがつて個々的であるようでいて、また普遍妥当的である、またはそつあつてほしいというかたちでつかまれていたこと（普遍主義）、少し現実的みれば、個人的道徳律が同時に社会的道徳である、またはあつてほしいという志向をになっていた」と評されるのはまさにこの点を明らかにしている。⁽¹¹⁾

最後に付言すれば、日本人論はたしかに一面ではわれわれ日本人の特徴を見事にみせてくれるが、やはりそこには過度の一般化に伴う不正確さがある。ここでは、確立されていない「個」、「個」を確立しえない日本人ばかりが問題とされているが、そうでない「個」、そうでない日本人にもつと目を向ける必要がある。さきほどの例でいえば、小此木氏は、欧米に同化しようとしてもできない家族を強調しているが、その注で述べたように、逆に、望もうと望むまいと、既に過度に欧米化された悩みを悩んでいる日本人の少なくないことを重視しなければならないのである。また、欧米にすでに追い付き共通の課題に取り組んでいる人、あるいはそれを超えている人さえいるかもしれないといふことも考えておく必要がある。⁽¹²⁾

（1） 西谷『労働法における個人と集団』第一章

「戦後半世紀近くの間に、日本の労働者において、集団主義的な心情が相対的に後退し、個人主義の意識が強まってきたのは否定できない事実である。しかし、この個人主義を直ちに西欧近代がモデルとした個人主義と同一視するならば、大きい誤りを犯すことになる。」われわれは、若年労働者が価値規範においてある種の個人主義を強めつつあるという側面と、彼らの行動原理において伝統的な集団主義が持続している側面の双方を把握しておく必要があるといえよう。」（三四七三六頁）

「競争する個人」と「連帶する個人」

西谷氏は次のように熊沢氏の分析を要約する。

- ①価値規範も生活を守る手段も個人主義的
②価値規範は個人主義的だが生活を守る手段は集団主義的
③価値規範も生活を守る手段も集団主義的
④価値規範は集団主義的だが生活を守る手段は個人主義的、という四類型を設定した場合
欧米・アジアを含めて上層ホワイトカラーや高度専門職の多くは①、「ゆたかな労働者」や一般ホワイトカラーの青壮年を先駆として、歐米組織労働者は②、ヨーロッパの組織労働者、とくに炭鉱夫、港湾労働者、機械工などその伝統的部分は③、日本の圧倒的多数の中・大企業サラリーマンは④に属する。②が理想とされ、④に対置される。

この分析は杉本氏の社会学的分析（「間人」主義の人間類型は日本よりも欧米の方が適用度が高いこと、欧米での「協調的個人主義」、日本での「対抗的個人主義」の可能性、方法論的間人主義と人間類型としての間人主義との区別の必要、の指摘。『個人・間人・日本人』と共にしており興味深いが、西谷氏は、次の三点で批判する。(1)日本の労働者の意識の二面性を看過している。(2)「生活を守る手段においてはわが国の労働者が個人主義的とされるのは、労働者が競争に駆り立てられている状態をさすものであり、それはそれとして理解しうるが、労働者の競争的個人主義が眞の個人主義の未確立にもどづくという側面を看過してはならないであろう。もとより競争原理そのものは本来的に個人主義的であるが、日本の労働者は、確固とした人生設計や信念にもとづいて競争に参加しているというより、自己の周囲に形成された競争秩序に順応する形で競争に参加している場合が多いと思われる。」加藤周氏のいう「競争的集団主義」こそが今日の特徴である。(3)労働者生活を守る手段として、集団主義を理想像として描くことにも賛成できない。「確かに、労働組合による労働者間競争の一定限度の制限は必要であるが、競争そのものを全面的に排除することは不可能であるし適切でもあるまい。」(傍点は筆者。前述の「エミニュー・ションとしての競争」参照)。

- (2)これまで左翼は個人主義を「小ブルジョワ的」と見てきたのであるが、△左翼はマスに関心を向け、保守派が諸個人の価値に関心を向ける△という国式的な考え方方はうちやぶられなければならぬ。（ゴーベン「左翼の個人主義」というものがありうるか」ル・モンド、一九八四年二月三日）「それゆえ、諸個人対集権国家というルソー型二極構造を左翼の側から批判的に点検しようという気運は、個人主義そのものの批判ではなく、反対に、『バラバラの個人』がかえって国家依存をまねく、という観点から、なんとかして『個人』を再定位しようとするところみなのである。」（翻訳『自由と国家』一六〇～一六一頁）
(3)「仮面」については、仮面（ペルソナ）こそが個人主義の原点であるという犬養説や後述の山崎氏の個人主義が「仮面舞踏

会の哲学」と評されていることとの関連で考えるべき点が多くある。

(4) 山崎正和『柔らかい個人主義の誕生』(中央公論社、一九八四年)

(5) 抽稿「△日本の集団主義△と△柔らかい個人主義△のイデオロギー的意味」(大阪経済法科大学法学論集第十六号、一九八八年)、同「△柔らかい個人主義者△の自己認識について」(大阪経済法科大学法学研究所紀要第十号、一九八九年)

(6) 『自由と国家』一七三頁。

(7) 川口「危機に立つ日本国憲法」四四一～四四三頁、『法学の諸問題』(大阪経済法科大学出版部、一九八七年)所収。

(8) 今流行の「自己決定」にしても、神の前に一人立つという宗教的厳しさのない場合、その決定にどれほどの重要性を認めるべきであるかは簡単には判断できない。

(9) 上田篤『ラビリンスの都市』(中央公論社、一九八三年)

この観点からすれば、西尾氏の次のヨーロッパの「市民」に関する認識は、古代ギリシャ的秩序を無条件的に賛美しているようにみえるのが気になるが、評価できる。ただし、筆者が傍点を附した部分については、一つの偏見として検討の必要があると思っている。

「われわれは『市民』であることが必要なのである。

一種の自己抑制から発した、距離をもつた『社会』との関わり方、それは人間関係に生きるのではなく、『個人』として生きること以外はないのである。そしてそのような生き方こそ、この混乱の時代にはもっとも必要なものであり、また、もつとも至難なものであろう。」(ヨーロッパの個人主義)一六〇頁)

「ここで、改めて問われなければならないのは、ヨーロッパ人の市民意識であり、それは近代国家の成立以前に、萌芽としては存在していたものであつたに違いない。……

堅牢な城壁に囲まれたヨーロッパの中世都市は、外部に対し固く自己を閉鎖しながら、内部には必ず市民の集う広場を持っている。主要な通りはみなそこに集まっている。そこにある公共生活のシンボルは市役所と中央教会だが、これらはいずれも垣根をもうけていない。……家は幾家族も集まって住むアパート形式だから、階段も廊下も往来に等しいものといつてよく、したがつて、『家』はいつも『町』を開いている。……だが、それよりもっと重要なことは、こうした共同体意識は町の外へと超えてはいかないことである。都市は堅牢な石造りの城壁で、まわりをかたく閉ざされ、外敵に対し、城門は厳しい監視の

目を怠らない。つまり、市民の自由は、制限の内部で最大に發揮されるものなのである。

ここでは自由と秩序は一体のものである。

……ひとつの都市という『社会』の範囲が与えられることで、市民のひとりひとりが『個人』となるのである。」（一九三〇年四月）

（10） 小此木啓吾『日本人の阿闍世コンプレックス』（中公文庫、一九八五年）一八〇頁。

（11） 矢崎・八木『法哲学入門』（青林書院新社、五二頁）。ペルソナおよびペルソナリズムに関する犬養氏の説明はここでも大変参考になる。

（12） 神近市子氏の短歌、「ひとりいて思ふことあり嬉しきは孤独に生きる力もつこと」に我々は個人主義の真髓を見ることができるし、住井氏の子供の呼称の問題も、最近の研究（エマニュエル・トッド『新ヨーロッパ大全』藤原書店）をみると、まさに歐米人と共通の現代的課題なのではないかと思わせるものである。

おわりに

『憲法最前線』第三章「手のどどくところから統一を」のなかの川口先生の手になる「競争する個人か、連帶する個人か」の項に関して、いわば考えるべき問題をピック・アップしその周りを回つただけに終つてしまつたが、敢えてまとめてみれば次のような。

競争そのものは悪ではないが「競争する個人主義」となった場合、もはや本来の（おそらくヨーロッパの）個人主義ではなくなつており、それは簡単に肯定できない。そこではおそらく「自立した個人」の存在の条件が失われているし、「自立した個人」を前提とした「團結する個人」は存在し得ない。しかし、もともと「自立した個人」も團結との対で考えた場合、ブルジョワの価値観という限界をもつており、完全なものではない。達成されたとしてもまだ

課題が残っているはずである。では、連帶に対応する個人（主義）であればその弱点が克服されており連帶との調和ができるかといえば、確かにその可能性はあり現にそう主張する人も少くないが、逆にあくまでも個人主義にこだわっていく人もあり、依然として選択の余地がある。個人主義と集団主義が二者択一的なものではなく、また何らかの統一のなかに解消されるようなものではなく、社会がそれをめぐって動いていく二つの極あるいは配合の割合が変わるものだけで決して消滅することのない二つの要素であり、問題はそのバランスであるとするならば、（勿論このように仮定することは個人と全体との弁証法的統一という可能性を放棄することを意味しないが）個人主義が優勢な社会においては集団主義が、逆に集団主義が優勢な社会においては個人主義が対抗あるいは批判原理になる。したがって、樋口氏が、ヨーロッパの個人主義との対比でアメリカの個人主義および日本の個人主義について述べたように、それぞれの国あるいは集団の歴史との関係でしか論じることができないようと思われる。

川口先生の法思想の検討ということになれば、準備不足なのは言う迄もないが、先生から送られたメッセージに答えるという意味では、はやくとりかかる必要を痛感し、あえて最初の一歩を印した次第である。

（先生の最後の出講日から一年を経た日に　一九九三年一月一〇日）